二十九　新潟市条例第十二条第一項の規定により新潟市長が述べた意見を記載した書面

三十　名古屋市条例第十三条第一項の規定により作成された方法意見書であって、事業者への送付を経たもの

三十一　京都市条例第十三条第一項の規定により京都市長が述べた意見を記載した書面

三十二　高槻市条例第十条第一項の規定により作成された方法意見書であって、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの

三十三　神戸市条例第十二条第一項の規定により作成された調査意見書であって、同条第四項の規定による事業者への送付を経たもの

三十四　広島市条例第十条第一項の規定により広島市長が述べた意見を記載した書面

三十五　大月町条例第十条の規定により大月町長が述べた意見を記載した書類であって、事業者への送付を経たもの

三十六　福岡市条例第十条第一項の規定により作成された福岡市長が述べた意見を記載した書類であって、事業者への送付を経たもの

四　法第五十三条第一項第四号に掲げる書類

一　北海道条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、北海道条例第十五条の告示及び縦覧並びに北海道条例第十六条第一項及び第十七条の規定による周知の手続を経たもの

二　岩手県条例第十四条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、岩手県条例第十六条の公告及び縦覧並びに岩手県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

三　宮城県条例第十三条の規定により作成された第一種事業準備書であって、宮城県条例第十五条の公告及び縦覧並びに宮城県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

四　宮城県条例第三十条の規定により作成された第二種事業準備書であって、宮城県条例第三十一条第一項の規定による宮城県知事及び第二種事業関係市町村長への送付を経たもの

五　秋田県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、秋田県条例第十五条の公告及び縦覧並びに秋田県条例第十六条第一項又は第五項後段の規定による周知の手続を経たもの

六　福島県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、福島県条例第十六条の公告及び縦覧並びに福島県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

七　茨城県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、茨城県条例第十五条の公告及び縦覧並びに茨城県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

八　埼玉県条例第九条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、埼玉県条例第十二条の公告及び縦覧並びに埼玉県条例第十三条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

九　神奈川県条例第十三条の規定により作成された環境影響予測評価書案であって、神奈川県条例第十五条の公告及び縦覧並びに神奈川県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの

十　富山県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、富山県条例第十五条の公告及び縦覧並びに富山県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十一　福井県条例第十五条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、福井県条例第十七条の公告及び縦覧並びに福井県条例第十八条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十二　長野県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、長野県条例第十六条の公告及び縦覧並びに長野県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十三　山梨県条例第十六条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、山梨県条例第十七条の公告及び縦覧並びに山梨県条例第十八条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十四　岐阜県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、岐阜県条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに岐阜県条例第十五条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

十五　静岡県条例第十七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、静岡県条例第十九条の公告及び縦覧並びに静岡県条例第二十条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十六　三重県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、三重県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに三重県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十七　滋賀県条例第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、滋賀県条例第十四条の公告及び縦覧並びに滋賀県条例第十五条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十八　兵庫県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、兵庫県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに兵庫県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十九　岡山県条例第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、岡山県条例第十四条の公告及び縦覧並びに岡山県条例第十五条第一項の規定による周知の手続を経たもの

二十　広島県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、広島県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに広島県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十一　香川県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、香川県条例第十五条の公告及び縦覧並びに香川県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十二　長崎県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、長崎県条例第十六条の公告及び縦覧並びに長崎県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十三　大分県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であって、大分県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに大分県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十四　鹿児島県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、鹿児島県条例第十六条の公告及び縦覧並びに鹿児島県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十五　仙台市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、仙台市条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに仙台市条例第十五条第一項の規定による周知の手続を経たもの

二十六　さいたま市条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、さいたま市条例第十六条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十七　川崎市条例第十八条第一項の規定により作成された条例環境影響評価準備書であって、川崎市条例第十九条の公告及び縦覧並びに川崎市条例第二十条第一項の規定による周知の手続を経たもの

二十八　新潟市条例第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、新潟市条例第十七条の公告及び縦覧並びに新潟市条例第十八条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

二十九　名古屋市条例第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、名古屋市条例第十六条の告示及び縦覧並びに名古屋市条例第十七条及び第十八条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの